

様式第 8 (第 5 条関係) (平11通産令132・全改、平31経産令49・令元経産令17・令 2 経産令14・
一部改正)

【書類名】 見本

意匠登録出願人の 氏名(名称)		出 願 番 号	
意匠に係る物品		出 願 日	

[備考]

- 1 「【書類名】」の欄には、ひな形を提出するときは「ひな形」と記載する。
- 2 見本又はひな形は、丈夫な袋に納め、日本産業規格 A 列 4 番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの紙をこの袋にはり付ける。複数の見本又はひな形を提出するときは、各見本又はひな形単位に袋に納め、その見本又はひな形に応じた表示を記載した紙を袋にはり付ける。この場合において、見本又はひな形に応じた表示は、紙の上に記載し、かつ、複数の見本又はひな形の表示が同一とならないようにする。
- 3 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品、建築物又は画像のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第 8 条において規定する組物の意匠及び同法第 8 条の 2 において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。
- 4 「意匠登録出願人の氏名(名称)」等の欄の記載は、紙の下にし、「出願番号」及び「出願日」の欄には記載しない。ただし、複数の見本(ひな形)を提出するときは、2 枚目以降には当該記載は省略できる。
- 5 その他は、様式第 6 の備考 2、3 及び 25 と同様とする。